

## 「電子交換所」設立による 手形・小切手交換方法の変更に伴うお手続きのご案内

全国銀行協会は、これまで各地の手形交換所において実施してきた手形・小切手の交換方法を「現物交換」から「電子交換」に移行するため、2022年11月に「電子交換所」を設立します。

「電子交換所」によって、金融機関間の手形・小切手の交換業務はイメージデータの送受信により完結できるようになります。

上記移行に伴い、当金庫も、これまで行っていた金融機関間の手形・小切手の交換業務を電子化しますのでご案内申し上げます。

お客さまのお手続きにつきましては特段の変更はございません。

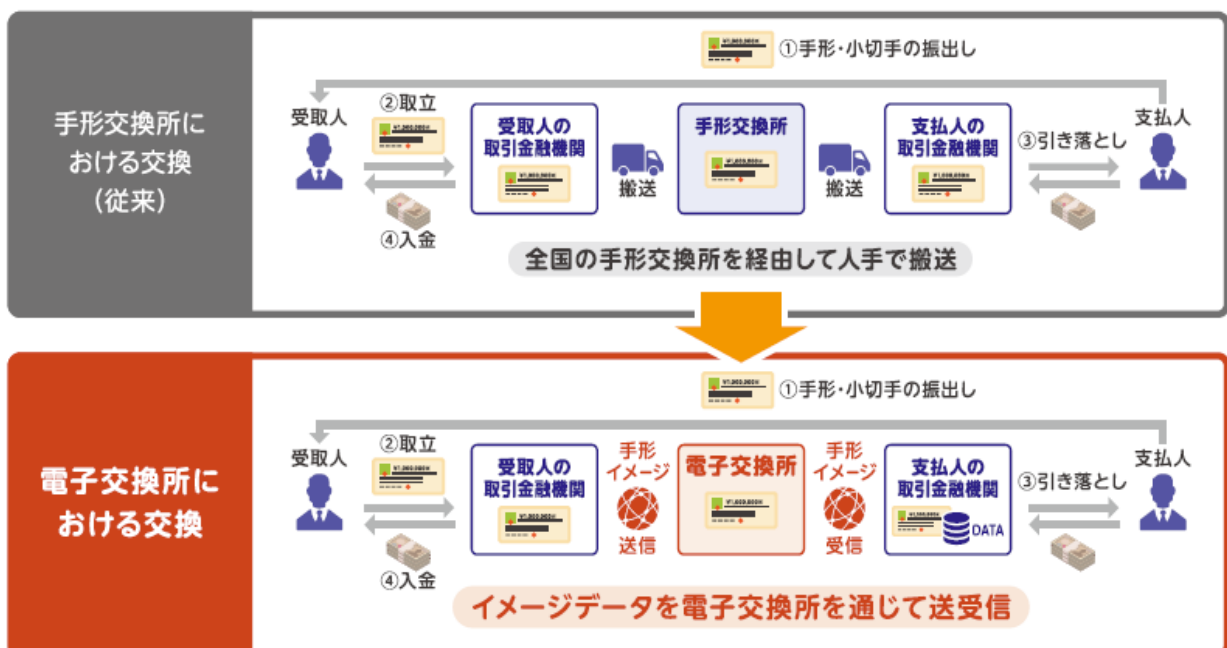
したがって、従来どおり手形・小切手を発行することができますし、現物のまま取立を依頼することができます。

なお、手形・小切手用紙の変更や用紙記入時の留意事項がございますので、本案内にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

電子交換所による  
交換決済開始日

2022年11月4日（金）

電子交換所により、手形・小切手の交換方法が変わります



## <お客様にご留意いただきたい事項>

### 1. 手形・小切手用紙の変更

電子交換所では、QRコードによる処理を可能としているため、当金庫ではQRコード付きの新しいデザインの手形・小切手に変更いたします（為替手形等、一部QRコード対象外の手形もございます）。

なお、すでにお持ちのQRコードの付いていない手形・小切手も引き続きご利用いただけます。

- (1) 新デザインの手形・小切手は、2022年10月21日（金）以降に発行をお申込みいただいた分からとなります。
- (2) QRコード付きの手形・小切手用紙は、金額・振出人欄等の位置が従来の手形・小切手と異なります。
- (3) 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関で3か月間保存されます。
- (4) 偽造・変造が疑われ、手形・小切手の現物の確認が必要となる場合などは、速やかにお取引店にご連絡ください。

### 2. 手形・小切手のご記入方法と留意点

電子交換所では、手形・小切手の券面情報を読み取り、イメージデータ化のうえ、金融機関間でデータの送受信を行います。

券面情報を正しく読み取りするために、新デザイン・旧デザインともに手形・小切手のご記入方法についてご注意ください。

金額等の必要事項の読み取りができない場合、決済をせずにそのまま取立依頼人にご返却させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

#### (1) 金額欄のご記入方法

金額の偽造や改ざん、誤記等の防止のため、金額の手書きは避け、チェックライターや手形発行機等をご使用ください。

所定欄からはみ出さないようにご記入ください。

##### ① アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合

ア. チェックライターを使用してください。

イ. 金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

ウ. チェックライターによる金額は濃く印字されるよう、インクをご確認ください。（インクが薄い場合は、券面情報を正しく読み取りすることができない場合があります。）

##### ② 漢数字でのご記入の場合

ア. 文字の間をつめ、下表の漢数字のとおり改ざんしにくい文字を使用してください。

イ. 崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

ウ. 金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

漢 数 字	1	2	3	4	5	6	7	8
	壹・壺・弍	弍・弍・貳・貳	参・参	四・泗・肆	五・伍	六・陸	七・漆・質	八・捌
	9	10	100		1,000		10,000	
	九・玖	拾・什	百・陌・佰		千・仟・阡		万・萬	

※（その他） 金、円、圓（円の異字体）、億

【崩し字の例】

○	×
伍	伍
楷書	崩し字

## (2) 振出日欄のご記入方法

- ① 和暦にて日付印や消しにくい筆記用具を使用して記入してください。
- ② 日付印がかすれたり不鮮明な場合は加筆等をしないで、二重線で抹消し届出印を押印のうえ、日付印を押し直してください。手書きの場合も同様をお願いします。

## (3) 記名印のご記入方法

- ① 届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に押印してください。
- ② 記名印にゴミ等がついた場合は、取り除いてから押印してください。
- ③ インクは濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどして鮮明に押印してください。
- ④ 記名印が経年劣化等で、磨滅や破損により鮮明に押印できない場合は、記名印を作り直すなどして記名印変更の届出を提出してください。

## (4) 届出印の押印方法

- ① 届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないように押印してください。
- ② 印鑑は朱肉やゴミ等が溜まりやすいので、定期的に汚れを取り除いて使用してください。
- ③ 印鑑は朱肉が濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどをして常に鮮明に押印するようにしてください。
- ④ 不鮮明等により印鑑を押し直す場合は、不要な印鑑は二重線で抹消してください。

## (5) 訂正方法

- ① 金額を誤記された場合
  - ア. 訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ② 金額以外の記入事項を訂正される場合

ア. 訂正箇所にお届出印を押印してください。

イ. 訂正の記入や押印を、金額欄や金融機関名等に重ねないでください。

## (6) 禁止事項

- ① 券面へのメモ書きは行わないでください。
- ② 文字による複記、補記は行わないでください。

例えば、漢数字で記載された金額欄にアラビア数字で金額を手書き記載すること、手形・小切手券面の余白に販売した商品名や顧客コードなどの付加情報を記載すること、などはお避けください。

## 3. 電子的な決済手段への移行をご検討ください

金融界では、政府において閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向け、政府や産業界と連携を図りながら、2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や各種管理コストの削減等、発行側・受取側双方にあります。

この機会に、でんさいサービスのご利用やインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以 上

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

本店営業部	03-3653-3111	篠崎支店	03-3678-2111
立石支店	03-3692-4811	浦安支店	047-352-1111
亀戸支店	03-3684-1111	新堀支店	03-3677-4911
江戸川支店	03-3652-4821	奥戸支店	03-5670-6111
葛西支店	03-3680-3521	本一色支店	03-5662-2111